



COVID-19 関連法令 (七)

2018年度未処分利益課税における2020年上半期見積欠損金の控除

新型コロナウイルス(COVID-19)による産業への影響を軽減するため、未処分利益課税に関する解釈通達(台財税字第10904550440号)が財政部より公布されました。この通達により営利事業者は今年(2020年)申告する2018年度未処分利益課税において、所得税法第66条の9第2項第8号規定に基づき、会計士がレビューした2020年度第1四半期財務諸表における欠損金から算出した上半期「見積欠損金」を未処分利益課税計算において控除することが出来るようになりました。

なおこの控除対象の欠損金は見積の性質です。よって営利事業者が来年(2021年)に2019年度未処分利益を申告時に、実際の2020年の年間決算で利益が生じた場合も、所得税法第66条の9第2項第1号の規定に基づき2019年度未処分利益から2020年度の実際の決算で生じた欠損を控除した後に欠損額が残らない場合、又は控除後の残額が2018年度の未処分利益課税申告時に控除した「見積欠損金」より少ない場合、2018年度未処分利益課税申告時の2020年上半期の見積欠損金過大控除額に対する修正申告及び追加納税を併せて行う必要があります。(解釈通達及び関連計算例について添付をご参照ください)

KPMG Observations KPMGの見解

当解釈通達はCOVID-19に対応するための一時的措置であるため、営利事業者の2018年度未処分利益申告にのみ適用されます。また2020年上半期の「見積欠損金」を控除するためには、営利事業者は2020年度第1四半期財務諸表について必ず会計士のレビューを受ける必要があります。さらに、2018年度未処分利益課税申告の修正及び追加納税の要否を確認するため、将来の2019年度未処分利益申告時に、2020年度の実際の利益・欠損状況を確認すること、さらに2020年度の実際の欠損金は2019年度未処分利益から優先して控除することに留意する必要があります。

作者

パートナー 陳志愷

副総経理 施淑惠

財政部通達 2020年5月4日台財稅字第10904550440号

一、營利事業者は新型コロナウイルス(COVID-19)の影響により2020年第1四半期に欠損が発生した場合、会計士がレビューした2020年度第1四半期財務諸表における欠損金を基に、半年相当期間の比率により2020年度上半期の見積欠損金を算出し、所得稅法第66条の9第2項第8号の規定に基づき2018年度未処分利益の減算項目(以下、見積欠損金減算項目)として計上することが出来る。但し、2019年度未処分利益課稅の申告時に、2020年度年間の実際損益を確認し、以下の状況がある場合、2018年度未処分利益課稅の修正申告を行うと同時に、上述の見積欠損金の減算額を調整し、2018年度未処分利益に対する營利事業所得稅を追納しなければならない。

(一)2020年度年間財務諸表が利益の場合、見積欠損金の減算額はゼロに修正しなければならない(添付例1参照)。

(二)2020年度年間財務諸表が欠損で、2019年度年間財務諸表が利益の場合、2020年度年間欠損は優先して所得稅法第66条の9第2項第1号規定に基づき、2019年度年間利益から控除しなければならない。控除後、欠損額が残らない場合、見積欠損金の減算額はゼロに修正しなければならない(添付例2)。

控除後の欠損残額が「見積欠損金」の減算額より少ない場合、見積欠損金の減算額を当該欠損残額に修正しなければならない(添付例3)。当該欠損残額が見積欠損金の減算額より大きい場合、修正は不要である。

(三)2020年度年間財務諸表が欠損で、2019年度年間財務諸表の利益がゼロ又は欠損で、2020年度年間欠損額が見積欠損金の減算額より少ない場合、見積欠損金の減算額を2020年度年間欠損額に修正しなければならない(添付例4)。2020年度年間欠損額が見積欠損金の減算額より大きい場合、修正は不要である。

二、前項に述べる2020年度第1四半期が欠損(又は2019年度、2020年度年間が利益又は欠損)は、營利事業者の2020年度第1四半期(又は2019年度、2020年度の年間)財務諸表について、会計士がレビュー(又は監査)により査定した当期稅引後純利益又は純損失から、当期稅引後純利益又は純損失以外の純利益(又は純損失)項目を加減算した後の第1四半期稅引後純損失額(又は2019年度、2020年度の年間稅引後純利益又は純損失額)を指す。

部 長 蘇建榮

例1：2020年第1四半期の欠損が100万元、年間決算が利益の場合

単位：NTD10,000

		2020年第1四半期の欠損100万元で換算した上半期の欠損200万元を 2018年度未処分利益(以下、ARE)の減算項目に計上		
年度	2018年度	2019年度	2020年度	
当年度利益	200	100	80 (年間実際利益)	
2020年5、6月に申告する 2018年度ARE	-200 (2020年度上半期見 積欠損を控除)	-	-	
納付すべき税額 (税率5%)	0	-	-	
2021年5月に申告する 2019年度ARE	【2018年度ARE-200を 0に修正】	-	-	
納付すべき税額 (税率5%)	追加納税10	5	-	

例2：2019年度の利益が300万元、2020年第1四半期の欠損が100万元、年間決算が欠損150万元の場合

単位：NTD10,000

		2020年第1四半期の欠損100万元で換算した上半期の欠損200万元を 2018年度未処分利益(以下、ARE)の減算項目に計上		
年度	2018年度	2019年度	2020年度	
当年度利益	200	300	-150 (年間実際欠損)	
2020年5、6月に申告する 2018年度ARE	-200 (2020年度上半期見 積欠損を控除)	-	-	
納付すべき税額 (税率5%)	0	-	-	
2021年5月に申告する 2019年度ARE (2020年度実際欠損を 控除)	【2018年度ARE-200を0 に修正】	-150	-	
納付すべき税額 (税率5%)	追加納税10	7.5	-	

例3: 2019年度の利益が100万元、2020年第1四半期の欠損が100万元、年間決算が欠損150万元の場合

単位: NTD10,000

		2020年第1四半期の欠損100万元で換算した上半期の欠損200万元を 2018年度未処分利益(以下、ARE)の減算項目に計上		
年度	2018年度	2019年度	2020年度	
当年度利益	200	100	-150 (年間実際欠損)	
2020年5、6月に申告する 2018年度ARE	-200 (2020年度上半期 見積欠損を控除)	-	-	
納付すべき税額 (税率5%)	0	-	-	
2021年5月に申告する 2019年度ARE (2020年度実際欠 損を控除)	【2018年度ARE-200を -50に修正】	-100	-	
納付すべき税額 (税率5%)	追加納税7.5	0	-	

例4: 2019年度の損益が0、2020年第1四半期の欠損が100万元、年間決算が欠損150万元の場合

単位: NTD10,000

		2020年第1四半期の欠損100万元で換算した上半期の欠損200万元を 2018年度未処分利益(以下、ARE)の減算項目に計上		
年度	2018年度	2019年度	2020年度	
当年度利益	200	0	-150 (年間実際欠損)	
2020年5、6月に申告する 2018年度ARE	-200 (2020年度上半期 見積欠損を控除)	-	-	
納付すべき税額 (税率5%)	0	-	-	
2021年5月に申告する 2019年度ARE (2020年度実際欠 損を控除)	【2018年度ARE-200を -150に修正】	-	-	
納付すべき税額 (税率5%)	追加納税2.5	-	-	

KPMG Taiwan Network

台北事務所

日本業務組連絡先
日本語対応可能

台北市信義路5段7号68F

T : +886 2 8101 6666 (代表)

F : +886 2 8101 6667

新竹事務所

新竹市科学工業園区展業一路11号

T : +886 3 579 9955

F : +886 3 563 2277

台南事務所

台南市中区700民生路2段279号16F

T : +886 6 211 9988

F : +886 6 6229 3326

台中事務所

台中市西屯区40758文心路二段
201号7F

T : +886 4 2415 9168

F : +886 4 2259 0196

高雄事務所

高雄市前金区中正四路211号12F
の6

T : +886 7 213 0888

F : +886 7 271 3721

Contact us

パートナー

李 宗霖

パートナー

T +886 (2) 8758 9946 内線番号 : 02337

E johnnylee@kpmg.com.tw

林 琇宜

パートナー

T +886 (2) 8758 9688 内線番号 : 02587

E slin1@kpmg.com.tw

陳 彦富

パートナー

T +886 (2) 8758 9995 内線番号 : 02909

E byronchen@kpmg.com.tw

友野 浩司

パートナー

T +886 (2) 8758 9794 内線番号 : 06195

E kojitomono@kpmg.com.tw

記帳部門 (記帳代行、個人所得税、給与計算等)

蔡 文惠

パートナー

T +886 (2) 8758 9992 内線番号 : 00584

E eileentsai@kpmg.com.tw

登記部門 (会社設立、ビザ取得等)

李 美儀

シニアマネジャー

T +886 (2) 8758 9780 内線番号 : 02340

E migilee@kpmg.com.tw

日本人顧問

横塚 正樹

T +886 (2)8758 9751 内線番号 : 16991

E masakiyokozuka@kpmg.com.tw

須磨 亮介

T +886 (2) 8758 9926 内線番号 : 17640

E ryosukesuma@kpmg.com.tw

home.kpmg/tw/jp

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavour to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2020 KPMG, a Taiwan partnership and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.

発行責任者 : 林 琇宜 統括 / KPMG台湾